#### 科学研究費助成專業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 2 3 日現在

機関番号: 11301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2016

課題番号: 26503001

研究課題名(和文)ナショナリズム・経済的利害・民族共生 戦間期チェコスロヴァキアの事例に学ぶ

研究課題名(英文)Nationalism, Economic Interests, Coexistence of Ethnic Groups: Cases of

Inter-War Czechoslovakia

研究代表者

佐藤 雪野 (SATO, Yukino)

東北大学・国際文化研究科・准教授

研究者番号:40226014

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文):戦間期チェコスロヴァキアのドイツ系住民は、数の上ではチェコ系住民に次ぎ、スロヴァキア系住民より多く、マイノリティとは言い難い存在であったが、劣位の存在という点でのマイノリティであった。その処遇が、結果的にナチ・ドイツによる国家解体を招くことになった。ドイツ系大土地所有者は、ドイツ系という出自と、社会的不平等を体現するものとして、二重にチェコ人民衆の敵とみなされたが、超民族的利益団体である大土地所有者連盟の活動を通じて、チェコ系大土地所有者と協力しつつ、土地改革において自らの利害を守ろうとした。このような共通の利害の発見による民族間協力の実例は、現代の民族間協力に応用可能 であろう。

研究成果の概要(英文):Inter-war Czechoslovakia, which was known as a multiethnic and parliamentary democratic state, was disrupted by Nazi Germany. One internal reason for the disruption could be said the disharmony among nations / ethnic groups, especially between Czechs and Germans. Germans in Inter-war Czechoslovakia were more than Slovaks but they were regarded as minority. German large scale landowners were enemies of Czech people from national and social reasons. They tried to protect their interests in the course of land reform through the activities of supranational associations of large scale landowners. These associations acted rather for economic interests than for nationalism. In the contemporary world, opportunities for multinational or multiethnic contacts have increased so rapidly that we sometimes cannot find any solutions to exclude or weaken frictions caused from these contacts. We could learn from the experience of the cases of inter-war Czechoslovakia.

研究分野: チェコスロヴァキア史

キーワード: 民族共生 チェコスロヴァキア ナショナリズム マイノリティ 土地改革 大土地所有 利益団体 貴族

#### 1.研究開始当初の背景

第一次世界大戦後、多民族国家であったハプスブルク君主国から独立したチェコスロヴァキアもまた、人口の 23.3% (1921 年の国勢調査)をドイツ系国民(本研究の「国民」は通常「国籍所有者」と同義である)が占めるなどの多民族国家であった。「民族自決」による新興独立国としてのチェコスロヴァキアにとって、独立国としての体裁を整えるための政策実現が急務であったが、その中でも独立した国民経済の確立は重要課題であった。

そこで、(1)通貨分離、(2)企業のチェコス ロヴァキア化、(3)土地改革が実施された (Půlpan, 1993 他)。この三つの政策は、社 会主義期のチェコスロヴァキア史学におい ては、チェコ・ブルジョワジーのナショナリ ズムに基づくと評価されてきた(Přehled, 1960 他)。しかし、(1)は、戦争中に大量に発 行されたハプスブルク君主国通貨と新チェ コスロヴァキア通貨を分離し、戦後インフレ の影響を極力抑えるための政策であり、必ず しも民族的政策とはいえない( 拙稿、1995 )。 (2)は、チェコスロヴァキアで営業する企業は 本社をチェコスロヴァキア国内に置かなけ ればならず、取締役会の構成員の過半数はチ ェコスロヴァキア国籍所有者でなければな らないという政策であった。つまり、問題と なるのは国籍であるので、ドイツ系などチェ コスロヴァキア系以外の民族が排除されて いるわけではない。もちろん、ドイツ系の 人々がチェコスロヴァキア国籍所有者とな ることを好まず、オーストリア国籍などを選 択した場合は排除されるので、彼らがこの政 策を民族的差別と感じた可能性は大いにあ るが、民族的政策と断定はできない。

以上の(1)(2)とは違い、(3)については、体 制転換以降のチェコスロヴァキア史学にお いても、民族的政策と捉えられてきた (Slezák, 1994 他)。 それは、立法過程にお ける国会内外の議論で長年「外人」に奪われ てきたチェコスロヴァキアの土地を、チェコ 人・スロヴァキア人の手に取り戻すというこ とが強調されていたからである(Vraný, 1919 他 )。しかし、実際に制定された一連の 土地改革諸法自体には、敵性外国人の土地の 没収が定められているものの、当然ながら、 チェコスロヴァキア国民を民族によって区 別する条項はない(拙稿、1998)。従って、 この政策の民族的性格を検討するには、改革 の実施に当たって、所有者や土地分配を受け る者の民族がいかに影響したかを考察しな ければならない。

この土地改革に対応するために、チェコスロヴァキア領内に大農園(荘園)を所有する大土地所有者達は、利益団体として土地所有者団体を組織した。その最大のものがチェコスロヴァキア大土地所有者連盟である。名称からは、チェコスロヴァキア全土の包括的団

体で、他の地域的団体(モラヴィア・シレジア大土地所有者連盟、スロヴァキア大土地所有者連盟)の上位団体のようだが、実際はボヘミアの地域団体である。また、ドイツ大土地所有者連盟が存在するため、チェコ人・スロヴァキア人大土地所有者の団体のようにみえるが、対象はチェコ人が数的に優勢な地域に大農園(荘園)を持つ大土地所有者連盟の対象もドイツ人が数的に優勢な地域に大農園(荘園)を持つ大土地所有者である。

それでは、これらの団体は民族を超越した 活動を続けることができたのだろうか。それ とも、団体内での民族間抗争により、団体が 民族化したのだろうか。大土地所有者の多く は、旧貴族(第一次世界大戦直後にチェコス ロヴァキアでは貴族制廃止)であり、伝統的 に貴族は国境を越えた姻戚関係を持つコス モポリタン的存在である。アメリカの研究者 グラスヘイム(Glassheim, 2005)は、戦間期に チェコスロヴァキアの貴族が民族化したと いうが、その中でこれらの団体はどのように 民族性と活動を両立させることができたの か否か。このように、超民族的団体としての 活動が成立する条件と、活動が民族的要因に より侵食されたり阻害されたりする条件を 考察することにより、現代にも通じる民族共 生の条件を解明することに繋がる。その際、 これまで申請者が行ってきたロマやユダヤ 人などの少数者と多数者の関係史から得ら れた知見も考察のために有効であろう。

# <引用文献>

- Glassheim, Eagle(2005), *Noble Nationalists*. Cambridge (Ma).
- Přehled československých dějin (1960), III, 1918-1945, Praha.
- Půlpan, Karel (1993), *Nástin českých a československých hospodářských dějin do roku 1990*, I. díl, Praha.
- Recensement de la population de la république tchécoslovaque, effectué le 1<sup>er</sup> décembre 1930 (1934), Tome I, Prague.
- Slezák, Lubomír (1994), "Specifické rysy státního intervencionismu v zemědělství", in: Lacina, Vlastislav a Lubomír Slezák, *Státní hospodářská politika v ekonomickém vývoji první ČSR*, Praha.
- Vraný, Josef (1919), Československá pozemková reforma v prvním roce republiky. Praha.
- 佐藤雪野 (1995)「第一次世界大戦後チェコ スロヴァキアにおける通貨分離」『福岡教 育大学紀要』44-2,43-53ページ。
- 同 (1998)「第一次世界大戦後チェコスロヴァキアにおける土地改革」『福岡教育大学紀要』47-2, 29-34 ページ。

### 2.研究の目的

現代世界において複数民族の共生の実現 は重要課題であり、それは日本においても同 様であるが、日本はそれほど多くの歴史的経 験を積んできたわけではない。一方、ナチ・ ドイツによって解体されるまで、議会制民主 主義国家として機能してきた戦間期チェコ スロヴァキアは、多民族国家として知られる。 その解体自体にも民族間の対立が影響して いたが、当時の各民族が常に対立していたわ けではない。そこで、爾来民族的対立要因と して議論されてきた土地改革問題をとりあ げ、超民族的利益団体として存在した土地所 有者団体(地域別の4団体)の活動の事例か ら民族の共存状況を検討する。それぞれの団 体の超民族的活動の意義と限界を検討する ことで、現代にも通じる民族共生の条件を解 明し、日本はじめ世界各地の多文化共生実現 への一助としたい。

#### 3.研究の方法

本研究は、歴史的事象を対象としているた め、史料の収集と精査及びその解析から結論 を導き出すことが研究方法の中心となった。 一次史料については、議会史料は、チェコ共 和国国会のデジタル図書館で、インターネッ ト上で閲覧可能である。その他はチェコ及び スロヴァキアの国民文書館及び各地方の文 書館での非公刊史料収集及びそれを補完す る同時代の定期・不定期の刊行物の閲覧を行 った(チェコ、スロヴァキア、オーストリア、 ドイツ)。海外研究協力者としてチェコ科学 アカデミー歴史学研究所のエミル・ヴォラー チェク Emil Voráček 氏より 1930 年代後半の 民主主義が危機に陥った時期における、研究 対象団体と政界の関係に関して、教会財産と 民族の観点から同マサリク研究所のミハ ル・ペール Michal Pehr 氏、史料の観点から コレギウム・カロリヌム (ミュンヘン)のク リスティアーネ・ブレナーChristiane Brenner 氏の助言を得た。

## 4.研究成果

ドイツ系国民は、数の上ではチェコ系国民 に次ぎ、スロヴァキア系国民より多く、「マ イノリティ」とは言い難い存在であったが、 劣位の存在という点での「マイノリティ」で あった。その中で、ドイツ系大土地所有者は、 「ドイツ系」であるという出自から、「マジョリティ」となった「チェコスロヴァキア人」 特にチェコ人から民族問題のスケープゴートになる存在であり、社会的不平等の体現者 として、第一次世界大戦後の社会革命のター ゲットとして二重に「チェコ人民衆の敵」と なった。

しかし、ドイツ系国民の背後には、第一次 世界大戦後の敗戦国とはいえ、ドイツとオー ストリアの存在があった。その点で、彼らは、 単なる「マイノリティ」ではなく、また、「チェコスロヴァキア人」から、警戒され、恐れ られる存在でもあった。

ドイツ系大土地所有者は、歴史的にチェコ人民衆の土地を奪った者として、彼らの大農園( 荘園 )は、土地改革の対象となった。「ビーラー・ホラ( Bílá hora 白山 ) の戦い」による異民族支配の解消を、土地改革が目指すという標語が掲げられたが(Průcha,1974:80)、これは、三十年戦争の契機となった 1618 年のビーラー・ホラの戦い以来外来の貴族に奪われたチェコの土地を新国家の国民の手に取り戻す、という意味だった。

土地改革準拠法の文言自体には、直接的な 民族条項はない。しかし、解釈運用上に、民 族的要因の介入する余地があり、実際、ドイ ツ系大土地所有者の不利は明らかであった。

1919 年 215 号法、すなわち収用法の第 2 条で、150ha を超える農地、250ha を超えるその他の土地(森林など)は収用され、国の管理下に置かれることになった。その土地は、条件によっては元の所有者に戻されたり、国が(不十分ではあるが)対価を払って買い取り、条件に合った希望者に分配(安価に売り渡し)された。未決定なままでの収用の継続は所有者に不利となるが、その状況に所有者の民族的属性が関係した。

1933 年の『ボヘミア大土地所有統計総覧』(Lustig, 1933)によれば、その時点まで収用が継続していたのは 96 の大農園(荘園) (93 人の所有者) である。そのうち、所有者が外国籍の事例は 17 件で、収用された計 88,180ha中、収用が継続していたのは 35.6%の31,412haである。

例えば、フランツ・ヨーゼフ・リヒテンシュタイン Franz Joseph Liechtenstein 所有のコステレツ・ナト・チェルニーミ・レシ Kostelec nad Černými Lesy の大農園(荘園) 11,357.2093ha 中、61.1%の 6,942.2834ha の収用が継続していた。この所在地は、完全にチェコ系の町で、リヒテンシュタイン公国の君主である所有者は、チェコスロヴァキア大土地所有者連盟に加入していた。

このチェコスロヴァキア大土地所有者連盟がドイツ系と判断していた所有者の、収用が継続していた大農園 (荘園)は 34 件で、収用された 210,731ha 中 39.8%の 83,948 haの収用が継続していた。

例えば、ハインリヒ・ボーフォール=スポンタン Heinrich Beaufort-Spontin のベチョフ Bečov の大農園(荘園)10,151.72ha 中48.4%の 4,912.56ha の収用が継続していた。ボーフォール=スポンタン家は、元はベルギー貴族だが、ドイツ色が強い。ハインリヒはドイツ民族主義者で、ズデーテンドイツ党に参加し、チェコ併合後はナチに協力した。ベチョフの人口 2,250 人の大多数はドイツ系で、所有者はドイツ大土地所有者連盟に所属していた。

チェコ系の所有者の収用が継続していた 大農園は 18 件で、142,022ha 中、16.1%の 22,883ha である。

例えば、ヴァイクハルト・コロレド=マン スフェルト Weikhard Corolledo-Mansfeld 所有のドブジーシュ Dobříš の大農園(荘園) では、24,037.8042ha 中 17.6%の 4,225ha の 収用が継続していた。ヨゼフ・コロレド=マ ンスフェルトのオポチノ Opočno の大農園 (荘園)では、10.014.34ha 中 6.5%の 655ha の収用が継続していた。オポチノはチェコ系 優勢の町である。イェロニーム Jeroným・コ ロレド=マンスフェルトのズビロフ Zbiroh の大農園(荘園)では、23,755.98ha 中 13.6% の 655ha の収用が継続していた。 ズビロフは 純粋にチェコ系の町で、イェロニームは、チ ェコスロヴァキア大土地所有者連盟に所属 し、家系がドイツ系であるものの、連盟から はチェコ系とみなされていた。

民族分類が不明瞭な事例では、カレル・シュヴァルツェンベルク Karel Schwarzenberg のセドレツ Sedlec の大農園(荘園)の 3,045ha 中、48.1% の 1,463.5 ha の収用が継続していた。セドレツは チェコ系の村で、カレルはチェコスロヴァキア大土地所有者連盟に所属していた。ヤン Jan 及びアドルフ Adolf・シュヴァルツェンベルクのロヴォシツェ Lovosice の大農園(荘園)では、2,432.59ha 中 42.7%の 1,039.09ha の収用が継続した。ヤンはチェコスロヴァキア大土地所有者連盟とドイツ大土地所有者連盟の両方に加入していた。ロヴォシツェはドイツ系優勢の両民族混住の町だった。

ロプコヴィツ Lobkovic、ナードヘルニー Nádherný など有力なチェコ系貴族でチェコ スロヴァキア大土地所有者連盟の活動家の 土地では収用が継続している土地はなく、土 地改革は完了していた。

このような不利な状況下で、ドイツ系大土 地所有者は、法的代理人の助けを借りつつ、 上記の二つの大土地所有者連盟と、モラヴィ ア大土地所有者連盟やスロヴァキア大土地 所有者連盟の活動を利用しつつ、チェコ系大 土地所有者とも協力しつつ、自らの財産・利 害を守ろうとした。また、大土地所有者の多 くは(旧)貴族であり、従来からの貴族のネットワークも活用された。

法の文言に民族条項がないということは、 当然、チェコ系大土地所有者も土地改革の対象であり、自らの財産・利害を守らなければならず、ロビー活動の数的優位のためにも、 民族を問わず、大土地所有者間の協力が必要であった。

チェコスロヴァキア大土地所有者連盟は、 大土地所有者の利益団体として、1919 年に 設立された。存続期間は1919年5月24日から1943年1月15日までで、チェコスロヴァ キア解体後は、大土地所有者連盟と名称を変えて、存続していた。

最初は、チェコスロヴァキアへの忠誠を誓

う大土地所有者の組織という民族的特性があったため、チェコスロヴァキア国家に反対のドイツ系の大土地所有者は、同年、ドイツ土地所有者連盟を結成した。しかし、両者の利害は一致しており、それぞれの民族性は次第に薄れた。特にドイツ連盟の加入者には次初めからチェコスロヴァキア連盟にも加入する者がいた。次第にどちらの連盟に加入する者がいた。次第にどちらの連盟に加入するかは、大農園(荘園)の所在地の住民のマジョリティの民族系による分類に基づくようになった。年会費は所有地面積による歩合制がとられた。

チェコスロヴァキア大土地所有者連盟は、 名称はチェコスロヴァキアであっても、全国 組織や上部組織ではなく、一義的にはボヘミ アの組織であった。しかし、所在地が首都で あるという立地を生かして、他の会をリード し、政府・国家土地局と交渉した。

会員のために、回覧紙や機関誌で情報提供を行ったが、チェコスロヴァキア大土地所有者連盟・ドイツ大土地所有者連盟・モラヴィア大土地所有者連盟で共通の機関誌も発行した。モラヴィア大土地所有者連盟とスロヴァキア大土地所有者連盟は最初から民族的区別のない地域団体だった。

このように共通の利害を持つ民族を異にする人々が、超民族的な利益団体を結成し、一定の成果を得たことは、様々な民族対位を告めている現代においても、超民族的団体を結成する重要性を示唆するであろう。特土地所有者の活動をチェコスロヴァキア大土地所有者連盟がリードし、チェコスロヴァキア大土地所有者連盟がリードイツ大土地所有者連盟がリードイツ、チェーヴァリーを利力に大力である。「ドイツ」という名称・ドイツに対応し、民族団体であるかのようにナチードの利害をも代表しようとした。超民族的協力の成功例といえよう。

本研究では、同時代に取り上げられて以来 (田邉、1935) 日本では研究されてこなかったチェコスロヴァキア土地改革を検討し、 政策の普遍性と民族性を明らかにした。また、 個別の大土地所有者団体に焦点を合わせ、民 族性と超民族性に視点をおくことで、現代の 重要課題である民族共生の具体的条件を探 り、今日の民族問題解決及び多民族共生の一助となる例を得た。

今後は、チェコスロヴァキアの土地制度の 変遷(ハプスブルク期、社会主義期など) 大土地所有者団体以外の超民族的・民族的利 益団体、様々な民族共生事例に研究を進めて いく予定である。

### < 引用文献 >

Lustig, Rudolf (1933), Schematismus velkostatků v Čechách, Praha.

Průcha, Václav et al.(1974), Hospodářské dějiny Československa v 19. a 20. století, Praha.

田邊勝正 (1935) 『戰後歐洲に於ける土地制度改革史論』協調會。

5 . 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### [雑誌論文](計4件)

<u>佐藤</u>雪野「戦間期チェコスロヴァキアにおける土地改革 民族的要因の検討を中心に」『近現代史研究会会報』査読無、93号、2017年、pp.1-12.

<u>佐藤</u> 雪野「チェコスロヴァキア第一次土 地改革に対する批判」『国際文化研究科論 集』査読有、24号、2016年、pp.73-80.

<u>佐藤</u>雪野「チェコの労使関係」『海外派 遣者ハンドブック』日本在外企業協会、査 読無、2015 年、pp.17-23.

<u>佐藤</u>雪野「第一次チェコスロヴァキア土 地改革における準拠法」『国際文化研究科 論集』査読有、22 号、2014 年、pp.59-69.

## [学会発表](計2件)

SATO, Yukino, "Cooperation among Multinational Large Scale Landowners of Inter-War Czechoslovakia: Interest Organizations and Nationalism", International Council for Central and East European Studies (ICCEES) IX World Congress in Makuhari, August 4, 2015, Josai International University (Chiba)

佐藤 雪野「チェコスロヴァキア第一次土地改革における立法とその運用 民族的 視点と社会的視点 」第65回日本西洋史学会大会、2015年5月17日、富山大学(富山市)

[図書](計件)

〔産業財産権〕

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出原年月日: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 種号: 番号: 取得年月日: 国内外の別:			
〔その他〕 ホームページ等			
6 . 研究組織 (1)研究代表者 佐藤 雪野( 東北大学・大 研究者番号:	学院国際	文化研究科・准教授	ZE
(2)研究分担者	(	)	
研究者番号:			
(3)連携研究者	(	)	
研究者番号:			

(4)研究協力者 (

)